



住宅用火災警報器の原村の設置率は49.7%

本年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが定められています。そこで6月2日から4日までアンケート調査を行ったところ原村の設置率は49.7%でした。まだまだ半数以上の住宅に設置されていません。火災での逃げ遅れを無くし大切な生命を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。



取り付け場所等については、広報はら2008年11月号または、諏訪広域連合ホームページ (<http://www.wide-suwa.net/suwakouiki/>) → 広域消防情報から検索できますので、ご参照下さい。住宅用火災警報器は、お近くの消防機器取扱店・電気店・ホームセンター・ガス会社などで販売しています。また、高齢者などで自分での取付けが困難な場合は、消防署までご連絡下さい。

※悪質な訪問販売にご注意ください。消防署員や消防団員・役場職員が訪問して販売することはありません。

お問合わせ先 原消防署 予防係 79-2442

CONTENTS

■住宅用火災警報器の設置について	2
■室内むらづくり委員会 ビオトープ完成	3
■みんなで徹底しよう「三ない運動」	4
■原村でも部分日食が見えました!	5
■村づくり通信	6
■くらしの情報	7-9
■行政情報	10-11
■保健・福祉の掲示板	12
■くらしのガイド	13
■はらむらとびっくす	14-15
■はじめまして1才6ヶ月です	16



●表紙写真/原中学校の1年生が、自分達の住む地域に関心を持ち、村の基幹産業である農業を学ぶため、農業体験実習を行いました。中新田区の篠原さんのハウスでは、トルコギキョウの鉢植作業などを体験していました。どの生徒も真剣な眼差しで作業に取り組んでいました。

ビオトープ完成

室内むらづくり委員会

共同作業で地域の環境整備

ビオトープ造り

室内区は、昭和55年から現在にかけて人口が2倍に増えたことから、新しい居住者との交流を図る必要があり、地域の環境整備をテーマに、室内むらづくり委員会を3年前に結成しました。農地・水・環境保全向上対策事業を導入し、この委員会が中心となり、農業、農村の基盤を固め、環境の向上を図るべく活動をはじめました。昨年、草刈り作業の省力化の為に、共同で防草シートを布設しましたが、今年

7月19日(日)に室内むらづくり委員が橋造りを行いました。多くの人が

安全により近くから、水生植物と触れ合えるようになりました。このことで、子供たちはもとより、大人にも自然に親しんでもらうことが出来、環境の大切さも理解されることと思います。



室内むらづくりの今後

平成21年には長野県の認証米を栽培するとともに、ジュニア教室のそばまき、収穫、郷土食講習会などを予定しています。

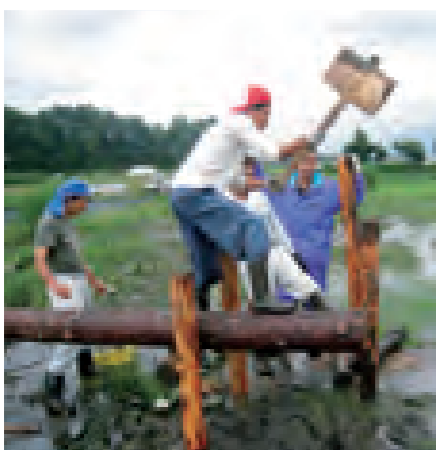
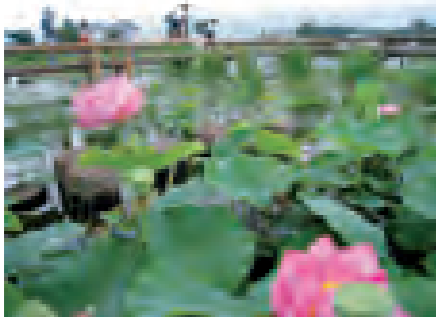
室内むらづくり委員会は、このような行事を通じ、人々の交流を深め、楽しみながら地域づくりに取り組んでいます。

農地・水・環境保全向上対策事業

事業の内容には、大きく別けて共同活動と営農活動の2つの活動があります。

共同活動では、農用地の草刈、水路の泥上げ等、農業者以外の住民にも参加してもらい、地域ぐるみで農地向上の整備をしています。

営農活動は共同活動を一歩押し進め、50%削減の減肥減農薬で水





八ヶ岳自然文化園では、部分日食観望会が行われ、日食を見ようと会場には300人以上が集まりました。

当日は、朝から雨が降り心配されましたが、午前10時30分頃からは厚い雲に覆われていた雲の間から、欠け始めた太陽が顔を出しました。会場には「すこーい」や「見えたー」など、歓声が起りました。通常は日食メガネ等を使用しますが、今回は雲のおかげで直接見ることが出来ました。

原村でも部分日食が見えました!



八ヶ岳自然文化園から撮影

午前11時10分の食最大に向けて、カウントダウンされましたが、太陽は厚い雲の中でした。会場には落胆と失笑の聲が上がりましたが、雲の中から再び顔を出すと、会場は一気に歓喜の声であふれました。

下諏訪町から訪れた家族は、「原村へ見に来て良かった。」と話していました。諏訪地方では、26年後の2035年に最大99%の日食が観察できるとのことです。

COLUMN



村長まよしの 山麓朴談

Vol. 24

夏本番を迎え、草木は二斉に成長を競います。各家の庭園の樹木も覇を競って伸びるので剪定が欠かせません。ところがこの剪定枝条の片付けが問題です。

野焼きは禁止されていますから、屋敷の片隅か畑の空いた所に運んで、いずれかの折に堆肥と共に畑等に蒔き込むのが良いと思われれます。又は村でチップ化している中央高原まで運ぶのも一手です。可燃ゴミで出すのは、ゴミ減量化の観点から止めて欲しいと思います。

そもそも野焼きが禁止されていますから厄介なのです。農家の土手草は野焼きが認められていますのに、同じ植物でも農地以外からのものは野焼きしてはいけないのです。これは多分、国の政策の誤りです。植物は燃やしても有害物質は出ません。今を風靡するダイオキシンにしても、もともと自然界に存在している程度のものでから問題になりません。CO₂にしたって植物は成長過程でCO₂を吸収していますので、カーボンのことは二トラーです。第一、カーボンのことを言う

と、焼却場で燃やしたってCO₂は出るのですから滑稽と言わざるを得ません。煙にたつて両方とも出るので、迷惑にならないように注意しなければならぬのは同じことです。

では何故農家の土手草焼きは認められて、それ以外の植物類の野焼きは認められないのでしょうか。これも類推の域ですが、農家農業以外の野焼きでは、有毒ガスが発生する一般ゴミが混ざって焼かれる可能性を、なしとし得ないとしているのではないのでしょうか。それに火の用心のこともあるのかも知れません。でも納得のいく話ではありません。

野焼きも出来ず畑にも返すことの出来ない人達は、可燃ゴミとして出すしかない訳ですから、かくして自治体の可燃ゴミは減らず、なげなしの財政は窮乏することになります。焼却で有毒ガスを発生させるプラスチックですが、最近では地球環境に優しいバイオプラスチックが開発実用化され、石油資源の節約、植物由来の原料なので温暖化やカーボン・ニュートラルへの貢献、有害ガスの抑制が計られるようになります。もっと進めば、自治体のゴミ焼却行政も随分楽になります。関係休題。庭木枝条や草本類の野焼きが禁止されている以上、畑に返すとか、チップ化に持込み、可燃ゴミに出すことは極力止めたいものです。土に返すことは、地力増進の上からも歓迎されるべきことです。

原村長 清水 澄

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



 お慶賀やお年賀	 入学祝・卒業祝	 贈り物	 選挙区が代選で出選する場合は贈り物
 選挙区が代選で出選する場合は贈り物	 葬儀の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 市内の集会や旅行などの贈り物の受け取り
 お慶賀への寄附や贈り物	 地域の運動会やスポーツ大会へのお祝い物の受け取り	贈らない! 求めない! 受け取らない!	

総務省・(財)明るい選挙推進協会